

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	福岡県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳に関して以下1～4の事務を実施している。 1 新規交付申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表 第8の項、第50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号、別表 第8の項、第50の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県障がい者更生相談所
②所属長の役職名	福岡県障がい者更生相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県障がい者更生相談所 知的障がい者支援課 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	療育手帳交付システムへのアクセスが可能な職員は、USBキーとパスワードによる認証によって限定し、職員変更の都度、システム登録及び職員名簿更新を行うことで、アクセス権限を適切に管理している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／3 個人番号の利用／法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第1項、別表第一 第三項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第1項、別表第一 第三の項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第4条 第2項	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／1 対象人数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年3月31日	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／2 取扱者数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年3月31日	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福岡県障害者更生相談所長 小林 徹	福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県障害者更生相談所 知的障害者支援課 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	福岡県障がい者更生相談所 知的障がい者支援課 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成31年2月13日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署	福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	福岡県障がい者更生相談所長	事後	様式変更による修正
平成31年2月13日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	時点修正
平成31年2月13日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月13日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更による追加
令和3年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成30年3月31日	令和2年3月31日	事後	時点修正
令和3年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成30年3月31日	令和2年3月31日	事後	時点修正
令和3年12月10日	Ⅰ 関連情報／1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③システムの名称	療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム	療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年12月10日	Ⅰ 関連情報／3 個人番号の利用／法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第1項、別表第一 第三の項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第4条 第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項 	事後	
令和3年12月10日	Ⅰ 関連情報／4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年12月10日	Ⅰ 関連情報／4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠		<p>【情報照会の根拠】 なし</p> <p>【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号、別表第二 10の項</p>	事後	
令和3年12月10日	Ⅳ リスク対策／6 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	
令和3年12月10日	Ⅳ リスク対策／6 情報提供ネットワークシステムとの接続／不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月17日	Ⅰ 関連情報／3. 個人情報の利用／法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表 第8の項、第50の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第19条第8号、別表第二 10の項	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第19条第8号、別表 第8の項、第50の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和6年3月31日	事後	時点修正
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和6年4月1日	事後	時点修正
令和7年3月17日	IV リスク対策／8. 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	様式変更による追加
令和7年3月17日	IV リスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 療育手帳交付システムへのアクセスが可能な職員は、USBキーとパスワードによる認証によって限定し、職員変更の都度、システム登録及び職員名簿更新を行うことで、アクセス権限を適切に管理している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による追加